

京都市告示第566号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月10日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
静市緯40号線	左京区静市市原町862番地の15地先から 同町862番地の9地先まで	メートル 66.80	メートル 6.00 ~ 11.30
岩倉201号線	左京区岩倉下在地町31番地地先から 同町34番地の6地先まで	65.20	6.01 ~ 7.80
松尾御陵経53号線	西京区御陵内町12番地の6地先から 同町12番地の10地先まで	58.60	6.00 ~ 12.11
向島緯115号線	伏見区向島二ノ丸町151番地の117地先から 同町151番地の106地先まで	139.40	6.00 ~ 7.14
羽束師経174号線	伏見区羽束師鴨川町7番地の3地先から 同町7番地の5地先まで	98.10	6.14 ~ 10.84

(建設局土木管理部道路明示課)